教育委員会定例会議事録

平成30年6月19日 午後2時00分 開議

出席委員

教	育	長	髙	本	訓	久
委		員	戸	苅	恵理	里子
委		員	林		正	美
委		員	菅	沼	由責	貴子
委		E	渡	辺	時	行

説明のための出席者

教育部長	関	原	秀	
教育部次長兼生涯学習課長	前	田	清	彦
教育部次長兼学校教育課長	今	泉	_	義
教育部次長兼中央図書館長	細	井	正	久
庶務課長	酒	井	保	吏
生涯学習課主幹	林		弘	之
スポーツ課長	戸	苅	憲	司
学校給食課長	寺	部		優
中央図書館主幹	尾	崎	浩	司

教育長が指定した事務局職員

主	事	瀬	野	正	章
主	事	柴	田	訓	代

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第23号議案 教職員の任用について(非公開)
- 第3 第24号議案 豊川市立学校管理規則の一部改正について
- 第4 第25号議案 豊川市文化財保護審議会への諮問事項について

「**髙本教育長**」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、菅沼・渡辺両委員を指名いたしますのでよろしくお

願いします。

「**髙本教育長**」 続いて、日程第2、第23号議案「教職員の任用について」を議題 といたします。なお、本案は教職員の人事に関する案件ですので、議事は非公開とし、 会議内容の議事を別に記録するということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「**高本教育長**」 異議なしと認め、本案は非公開で行います。それでは事務局から説明をお願いします。

「今泉教育部次長」 第23号議案「教職員の任用について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため、議事を非公開)

「**髙本教育長**」 続いて、日程第3、第24号議案「豊川市立学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。それでは事務局からの説明をお願いします。

「今泉教育次長」 学校管理規則の一部改正について説明します。「学校教育法」の一部改正に伴い、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」についても一部改正されました。それを踏まえ、「豊川市立学校管理規則」の中の事務職員に関する項目について改正の必要がありますので、提案をさせていただきます。新旧対照表の左側が新しいもの、右側が古いものとなっており、下線部が変更・改正点です。

まず、第13条第2項について、主任と主事の職務を見直します。主任の職務については、「つかさどる」を「つかさどり、一部の事務を整理する」とし、主事については「に従事する」を「をつかさどる」に改めます。第13条の2第3項の事務主任の職務についても、「をつかさどる」を「に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」に改めます。この部分は総務や財務などの専門職である事務職員の職務を見直し、事務職員が管理職や他の職員と業務を連携することによって、より主体的に校務の運営に参加する事を目指しております。14条の4の見出しを「共同学校事務室」に改め、同条の第1項、「共同実施組織」を「指定する2以上の学校で構成する共同実施ブロックの学校のうち、いずれか1の学校に共同学校事務室」に改めます。次に2項の「共同実施ブロックのブロック名及びブロックを構成する学校は、別表のとおりとする。」とし、第3項に「共同学校事務室において処理する業務」についての内容を加えます。また、改正前2項にあった「共同実施組織」を「共同学校事務室」に改め、第4項といたします。

共同学校事務室につきましては、共同で業務を処理する事でミスや不正を防止する ことに繋がるとともに、学校間の事務処理の標準化、事務職員の職務遂行能力の向上 化等を図っていきます。現在でも自主的に事務の共同実施は行なわれておりますが、 権限や責任関係、業務の範囲等が曖昧であるという課題があったため、制度化される こととなりました。豊川市においても、国の方針に従って共同学校事務室を制度化する事で、事務職員の加配をされることもあります。事務処理の効果的な実施が出来ると考えており、今回の改正により、事務職員がその専門性を生かして学校の教員をサポートする体制をより明確に打ち出していく内容となっております。以上です。

「**高本教育長**」 法の改正を受け、特に事務職員に関わる業務について豊川市の学校 管理規則を改めていくという趣旨でした。この件について、ご質疑がありましたらお 願いします。

「**林委員**」 今の説明の中に、加配という言葉が出てきたと思いますが、実際に共同 学校事務室にすることによって、事務職員が増えることがあるのでしょうか。

「今泉教育次長」 これまでも共同実施を行うことで、手を挙げると加配をいただいていました。平成21年から始まっていましたが、法改正を受け、今後この制度が設置されていないと「加配は無い」となったため、この制度改正を行うことで、来年度以降も加配がいただける状態となります。

「**林委員**」 教育委員会がやると言えば、加配されるということですか。

「今泉教育次長」 この制度がないところには、加配はあげませんという事です。

「**林委員**」 この制度を今年からやることで、ブロック全てに事務職員の数が増えるのですか。

「今泉教育次長」 ブロック全てではないです。現在、市内でも1名しか加配がありませんので、来年度もその1名を是非確保したいと思っております。

「**林委員**」 1名確保のためにですか。

「菅沼委員」 確保するためにやらないといけないという事ですね。

「林委員」 逆に剝がされてしまうということですね。

「**髙本教育長**」 2名になる可能性はないですか。

「**今泉教育次長**」 以前は2名でしたが、他の地区も希望し始めたので、豊川市はいつの間にか1名になり、それが続いています。

「**林委員**」 そうすると県内では、多くの市ですでに行われているということですか。 「**今泉教育次長**」 はい、そうです。

「林委員」 それでは、奪い合いになるわけですね。

「**今泉教育次長**」 奪い合いです。最初は手を挙げるところが少なかったので、豊川市は2名でしたが、それがいろいろな市に伝わり、段々苦しくなってきました。

「**林委員**」 この制度自体は大変面白いと受け止めました。今、若い事務職員もいますから、このような制度があれば、かなりレベルアップもできると思います。

「**今泉教育次長**」 これの制度がないと、もう市内が回らないレベルまできています。 とても有難い制度です。

「林委員」 わかりました。

「**高本教育長**」 最初は共同実施について、なかなか踏み出す市町がいなかったので、 豊川市がいち早く動いた事によって加配もいただいていましたが、今言ったように、 良いとなると他もやり出すので、これからは厳しい状況になりそうですね。

「渡辺委員」 これをやることによって、主任と主事は連携をとる、あるいは責任感ということの説明がありましたが、改正前は、主査は「事務を整理する」、主任は「事務をつかさどる」、主事は「事務に従事する」となっており、ある意味職務がはっきりと分担されていました。それが新しくなると、主任は主査の一部ということなのか、「事務を整理する」というのが加わる。主事はそれまで「従事」としていたもの「をつかさどる」となり、ランクが上がるというか、仕事内容が重くなるような印象を受けます。それぞれ主査と主任、主任と主事の職務が重なっているような部分は連携は出来るかもしれませんが、責任が曖昧になる部分も出てくる心配があります。具体的には、どのような事を考えられているのでしょうか。

「**高本教育長**」 旧制度では立場によってはっきり職務が分かれていたのが、何か混ざり合ってしまう感がしますが、その辺りの弊害はないのかという事と、逆にメリットもあると思うので、その辺りを説明いただくと解かり易いかと思います。

「今泉教育次長」 事務職員は、1校に1人しかいないため、今までは線引きを表面上はしていましたが、実際1人の事務職員が全ての業務を行っています。事務長等であれば、学校の運営委員会とか四役会にも入って学校の運営に関わっていましたが、当然主事や主任はそこまでは出来ず、単純に事務処理をしてきました。1人しかいないので、共同で行う事によって、2週間に1回とか、多い地区では1週間に1回は自分の学校を空けることになります。例えば、今年、初任者が萩小学校に入ったのですが、初任者の事務職員が、ある日は国府小学校や西部中学校へ行って、そこで業務を一緒に教えてもらいながらそちらの業務を行い、逆に初任者が作った書類などを、別の学校から来た事務職員に見てもらうという感じです。そうなると線引きがより難しくなる状況があるので、役割分担が曖昧になったと言われるかもしれませんが、いろいろな仕事を一緒にやれる状態を作っているという様にご理解いただければ有難いです。

「渡辺委員」 1人しかいないということを理解しておりませんでした。そういう事であれば、当然ながら1人で判断しなければならない事も沢山あると思いますので、ある意味、権限を委譲するということは必要なことかと思います。

「**高本教育長**」 共同実施という形を進めて行くには必要な部分かもしれません。 他にございますでしょうか。ご質疑がなければ採決を行います。本案については、た だ今の説明の原案のとおり可決するという事でご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「**髙本教育長**」 異議なしと認めます。日程第3、第24号議案「豊川市立学校管理 規制の一部改正について」は原案のとおり可決いたしました。

「**髙本教育長**」 続きまして日程第4、第25号議案「豊川市文化財保護審議会への 諮問事項について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「前田教育次長」 それでは、豊川市文化財保護審議会への諮問事項について説明し ます。今回、文化財保護審議会へ諮問する予定の事項は、市指定文化財の名称変更に ついてのみです。指定・指定解除の手続きに準じて、市教育委員会から市文化財保護 審議会へ諮問を行い、その後、建議を受ける事により名称変更の手続きを行うもので す。現在、保存修理の工事を行っている市指定建造物の「旅籠大橋屋」の名称を、 実態に合わせて「大橋屋(旧旅籠鯉屋)」とするものです。名称変更の理由として、本 物件は、旅籠大橋屋保存整備事業における文化財調査により、文化6年の火災以降の 江戸時代後期の創建と考えられています。現在まで多くの改修を受けてきましたが、 解体調査の結果を踏まえて建物の復原時期を一部明治時代の要素を取り入れながら創 建時として改修工事を行っています。本物件の屋号は江戸時代「鯉屋」であり、その 後「高田屋」、「大橋屋」と所有者の変更に伴い替わってきました。ちなみに「大橋屋」 は、昭和19年頃からで非常に新しく、江戸時代の建物の時期とは合わないという実 態がございます。大橋屋時代の建物から鯉屋時代の旅籠建物に復されること及び現存 する江戸時代旅籠建物としての指定理由に鑑み、指定名称の変更を行うものです。な お、大橋屋の整備工事は昨年度より年度をまたいで実施しており、今年12月までを 工期としております。来年5月ごろに一般公開する予定ですが、それに先立って今年 度後半には指定名称を記載した標柱や説明版の設置を予定しています。そのため、先 行して名称変更の手続きを行うものです。本日、この議案が原案のとおり可決されれ ば、今週金曜日6月22日開催予定の文化財保護審議会においてご審議いただき、そ の結果を7月の教育委員会定例会においてご報告申し上げ、告示手続きを行うもので す。第25号議案の説明は以上です。

「高本教育長」 今後のスケジュールとしては、今日ご審議いただいて可決されれば、文化財保護審議会の方で議論していただき、改めてその結果を教育委員会へご報告いただくということです。馴染みの「大橋屋」は、昭和になってからの名前ということで、できるだけ創建時に近い所での改修工事を目指すとなると、江戸時代の「鯉屋」を名称に加えるという新名称が出ております。この件でご質疑ありますでしょうか。特になければ採決を行います。本案は原案のとおり可決するという事でご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「**高本教育長**」 異議なしと認めます。日程第4、第25号議案「豊川市文化財保護 審議会への諮問事項について」は、ただ今の原案のとおり可決をされましたので、文 化財保護審議会の方に諮問していただくという事でお願いします。

本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

(午後2時37分 閉会)